

# 指定基準等の条例化について

## 地方分権一括法施行以前

## 地方分権一括法施行以後

- 全国一律で国の定める省令を用いて指定等の事務を行う。
- 自治体独自の基準を定めることはできない。  
(定める必要がない)

- 国で定める省令に基づき各自治体が条例を用いて指定等を行う。
- 自治体ごとに条例を定める必要がある。

国で定める省令

国で定める省令

- ①従うべき基準 ...異なる内容を定めることは許されない。
- ②標準とする基準...合理的な理由の範囲内で異なる内容を定めることは可能
- ③参酌すべき基準...異なる内容を定めることが可能

全国全ての自治体で国基準を一律に適用

自治体は国が定める省令に基づき条例を制定する

A県 B県 C県 D市 (政令市)

A県 B県 C県 D市 (政令市)

地方分権一括法等の施行

各自治体が独自に条例を制定

A県条例 B県条例 C県条例 D市条例

各自治体の条例に基づき指定や指導を行う

事業者の指定等に関して自治体ごとの特色をだすことは出来ない。

国の省令に基づき指定や指導を行う

事業者の指定等に関して自治体ごとの特色をだすことが可能

障害福祉サービス事業所等

障害福祉サービス事業所等

平成25年4月1日～